

藤沢市の後援名義使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定の事業又は行事(以下「事業等」という。)を行おうとする団体等(以下「主催者」という。)によるその事業等への藤沢市(以下「市」という)の後援名義使用の申請及び市の許可に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「後援名義使用」とは、主催者が行う事業等について市がその趣旨に賛同し、経費等の負担をせずに「後援」の名義のみを使用させることをいう。

(後援名義使用の申請)

第3条 主催者が、市の後援名義使用の申請をする場合は、事業等の実施予定日の30日前までに、後援名義使用許可申請書(第1号様式)又はそれに代わる書類(以下「申請書」という。)を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の申請に際し必要に応じて主催者、事業等の目的及びその内容を明らかにする書類の提出を求めることができる。

(審査及び許可)

第4条 市は、前条第1項の申請書が提出されたときは、次に定める許可基準に基づき、その内容を審査し、許可の可否を決定するものとする。

(1) 主催者についての許可基準

主催者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

ア 主催者の存在が明確であり、かつ規約、会則等の定めにより設立の目的が明らかであること。

イ 設立の目的及び活動内容が公益に反しないこと。

ウ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体又は宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体でないこと。

エ 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行の意志と能力が充分であると認められること。

(2) 事業等の内容についての許可基準

事業等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- ア 事業等の目的及び内容が市の方針に合致し、市の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
- イ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがないこと。
- ウ 特定の会員のみを対象とし、又は特定の狭い地域の市民を対象とするものでなく、広く一般を対象に公開されたものであること。また、会員の勧誘を目的としないこと。
- エ 参加料又は入場料を徴収する事業等にあつては、事業等の規模と内容に応じた適正な料金で、かつ営利を目的としないものであること。
- オ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- カ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- キ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ク 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益とならないこと。
- ケ 事業等の実施の場所が原則的に藤沢市内であること。

- 2 市は、前項の規定により許可の可否を決定したときは、後援名義使用許可通知書(第2号様式)又は後援名義使用不許可通知書(第3号様式)により、申請者に対し通知するものとする。

(変更申請等)

第5条 主催者は、使用許可決定を受けた後に、次の各号に規定する変更のうち、市が再審査を必要と認める場合は、後援名義使用変更許可申請書(第4号様式)を市に提出しなければならない。

- (1) 主催者の変更を行うとき
- (2) 事業内容の変更を行うとき
- (3) 参加料又は入場料徴収の有無に関する変更を行うとき
- (4) 再審査を必要とする大幅な予算規模の変更を行うとき
- (5) 事業の日時又は実施場所の変更を行うとき

(6) その他、市が再審査を必要とする変更を行うとき

- 2 市は前項の変更申請書が提出されたときは、その内容を審査して許可の諾否を決定し、その結果を後援名義使用変更許可通知書（第5号様式）又は後援名義使用不許可通知書（第3号様式）により、申請者に対し通知するものとする。
- 3 1項各号に規定するもの以外の軽微な事業計画を変更する場合には、事業変更届（第6号様式）により、市へ届出を行うこと。

(遵守事項)

第6条 後援名義使用許可の通知を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業等の開催にあたっては、市の名誉を傷つけることのないよう十分に配慮すること。
- (2) 事業等の開催にあたっては、公衆衛生、安全対策、交通対策、廃棄物対策等について十分な措置を講じること。
- (3) 官公署への届出その他の必要な手続がとられていること。
- (4) 事業等を広く一般に周知する目的でポスター、チラシ等を作成する場合には、印刷前の段階でその案を市に提出すること。
- (5) 事業等を特定の宗教団体又は政治団体の支持又は宣伝に利用しないこと。
- (6) 事業終了後、30日以内に事業報告書（第7号様式）を市へ提出すること。
- (7) その他必要に応じて定められたこと。

(許可の取消)

第7条 虚偽の申請により許可を受けたことが判明した場合又は市が取り消しを必要と認めた場合は、その許可を取り消すことができる。

- 2 市は、前項の規定により後援名義使用許可を取り消したときは、後援名義使用取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(免責)

第8条 いかなる場合においても、申請者が受ける損害等に対し、市は一切その責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、1992年（平成4年）4月1日から実施する。

この要綱は、2006年（平成18年）11月1日から実施する。

この要綱は、2022年（令和4年）1月1日から実施する。

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から実施する。

(第1号様式)

後援名義使用許可申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

申請者 住 所
団体名
代表者
連絡先 ()

この事業について、藤沢市後援名義使用の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
実施日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで
実施場所	
対象者	
予定人数	人
参加料又は入場料	円
予算総額(見込)	円
他の後援予定	

収 支 予 算 書

収 入 の 部	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	

支 出 の 部	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	

(第2号様式)

後援名義使用許可通知書

年 月 日
(令和 年)

様

藤 沢 市 長
鈴 木 恒 夫

年 月 日付け申請のあった後援名義使用については、
次のとおり許可します。

許可の種類	藤沢市後援名義使用許可
許可日及び期間	年 月 日 (~ 年 月 日)
事業の名称	
事業の内容	申請書のとおり
遵守事項	<p>① 事業等の開催にあたっては、市の名誉を傷つけることのないよう十分に配慮してください。</p> <p>② 事業等の開催にあたっては、公衆衛生、安全対策、交通対策、廃棄物対策等について十分な措置を講じてください。</p> <p>③ 官公署への届出等、必要な手続をとってください。</p> <p>④ 事業等を広く一般に周知する目的でポスター、チラシ等を作成する場合には、印刷前の段階でその案を提出してください。</p> <p>⑤ 当該事業等を特定の宗教団体や政治団体の支持・普及に利用しないでください</p> <p>⑥ 事業終了後、30日以内に事業報告書(第7号様式)を提出してください。</p> <p>⑦ その他必要に応じて定められたこと。</p>
許可の取り消し	虚偽の申請により許可を受けたことが判明した場合、又は市が取り消しを必要と認めた場合は、その許可を取り消すことがあります。
免責	いかなる場合においても、申請者が受ける損害等に対し、市は一切その責めを負いません。

(事務担当 課)

(第3号様式)

後援名義使用不許可通知書

年 月 日

様

藤 沢 市 長

「 」開催に伴う後援名義の使用について（通知）

このことについては、検討の結果、後援基準に該当しないので許可いたしません。

以 上

(事務担当)

(第4号様式)

後援名義使用変更許可申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

申請者 住 所
団体名
代表者
連絡先 ()

この事業について、藤沢市後援名義使用の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
実施日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで
実施場所	
対象者	
予定人数	人
参加料又は入場料	円
予算総額(見込)	円
他の後援予定	

(第5号様式)

後援名義使用変更許可通知書

年 月 日
(令和 年)

様

藤 沢 市 長

年 月 日付け申請のあった後援名義使用変更については、
次のとおり許可します。

許可の種類	藤沢市後援名義使用変更許可
許可日及び期間	年 月 日 (~ 年 月 日)
事業の名称	
事業の内容	申請書のとおり
遵守事項	① 事業等の開催にあたっては、市の名誉を傷つけることのないよう十分に配慮してください。 ② 事業等の開催にあたっては、公衆衛生、安全対策、交通対策、廃棄物対策等について十分な措置を講じてください。 ③ 官公署への届出等、必要な手続をとってください。 ④ 事業等を広く一般に周知する目的でポスター、チラシ等を作成する場合には、印刷前の段階でその案を提出してください。 ⑤ 当該事業等を特定の宗教団体や政治団体の支持・普及に利用しないでください ⑥ 事業終了後、30日以内に事業報告書(第7号様式)を提出してください。 ⑦ その他必要に応じて定められたこと。
許可の取り消し	虚偽の申請により許可を受けたことが判明した場合、又は市が取り消しを必要と認めた場合は、その許可を取り消すことがあります。
免責	いかなる場合においても、申請者が受ける損害等に対し、市は一切その責めを負いません。

(事務担当)

(第7号様式)

事業報告書

年 月 日

藤 沢 市 長

申請者 住 所

団体名

代表者

連絡先 ()

藤沢市後援名義使用許可を受けて実施した事業が、次のとおり終了しましたので報告します。

事業の名称				
実施日又は期間	年 月 日から		年 月 日まで	
実施場所				
参加人数	人			
事業の効果				
<事務処理欄> 上記のとおり報告がありましたので供覧します。	課 長	課長補佐	主 査	担 当

収 支 決 算 書

収 入 の 部	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	

支 出 の 部	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	

(第8号様式)

後援名義使用取消通知書

年 月 日

様

藤 沢 市 長

年 月 日付け許可をしました後援名義使用については、
藤沢市後援名義使用許可要綱第7条第1項の規定に基づき、許可を取り消します。

許可日及び期間	年 月 日 (~ 年 月 日)
事業の名称	
事業の内容	
取消の理由	
備 考	

(事務担当)